

浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル

(案)

(R6. 1. 26 版)

令和〇年〇月

静岡県

目次

1	概要	
(1)	本マニュアル（案）の目的と位置付け	1
(2)	本マニュアル（案）の対象範囲	1
2	湖岸堤の管理者特定手法	
(1)	湖岸堤の管理者特定フロー	2
3	湖岸堤の整備手法	
(1)	事業実施主体の決定手法	5
(2)	既存民間所有施設（民堤）等の寄付受納	5
(3)	地域振興策との連携に係る役割分担	5
4	維持管理の方針	
(1)	整備した施設の維持管理の方針	6
(2)	当面改修しない施設の維持管理の方針	9

1 概要

(1) 本マニュアル(案)の目的と位置付け

本マニュアル(案)は、「浜名湖水辺整備基本計画」に基づき、浜名湖の水辺空間の整備及び維持管理を円滑に行うことにより、浜名湖湖岸の安全度の向上と周辺地域の更なる魅力向上・振興に取り組むため、湖岸堤の管理者特定手法や整備手法、維持管理の方針等についてとりまとめ、関係者による共有を図ることを目的としている。

なお、実用性を高めるため、実務を踏まえた見直しを随時行っていくこととする。

<解説>

老朽化や防護機能不足等の課題を有する湖岸堤を含む浜名湖の水辺空間については、高潮や津波に対する「防護」だけでなく、観光や水産振興等の「利用」、景観や自然環境等の「環境」との調和のとれた整備に向け、浜名湖の多彩な魅力や資源を生かした地域の活性化につながる水辺整備の在り方等を定めた「浜名湖水辺整備基本計画」に基づき、浜名湖湖岸堤の整備及び維持管理を行うこととしている。

これまでの調査や検討により、湖岸堤の管理者は行政(官)においても河川・港湾・漁港・道路・農林など多岐にわたることが判明している。また、平成30年度の委託調査結果によれば、湖岸堤全周約121kmのうち、約61km(約5割)が民間所有の湖岸施設である可能性があり、このうち約47kmの区間については所有者が不明である。

本マニュアル(案)は、「浜名湖水辺整備基本計画」に位置付けられた施策を円滑に進めるため、既存湖岸堤の管理者特定、整備実施主体の決定、地域振興策との連携に係る役割分担、既存民堤管理者との調整等湖岸堤整備に係る各種の手法及び施設の維持管理主体などの維持管理の方針等を示すことにより、浜名湖湖岸の安全度の向上と周辺地域の更なる魅力向上・振興に向けた取組のより円滑な推進を可能にする役割を担っている。

なお、本マニュアル(案)は、従来の実務に基づく知見や「浜名湖水辺整備推進協議会」における議論を基にとりまとめたものであり、今後、本マニュアル(案)に示されていない事例が生じることが想定されるため、実用性を高めるための内容の見直しを随時、行うものとする。

(※) 本マニュアル(案)における湖岸堤の定義は以下のとおりとする。

- ・ 浜名湖の周囲に設けられる堤防(護岸を含む)の部分を湖岸堤という

(2) 本マニュアル(案)の対象範囲

本マニュアル(案)の対象範囲は、「浜名湖水辺整備基本計画」に基づき、浜名湖内の、河川区域、港湾区域及び臨港地区、漁港区域及びこれらに隣接する区域で行われる取組を対象とする。

<解説>

本マニュアル(案)の対象範囲は、「浜名湖水辺整備基本計画」に基づき、浜名湖内の河川区域、港湾区域及び臨港地区、漁港区域及びこれらに隣接する区域で行われる取組とする。

なお、「浜名湖水辺整備基本計画」の対象範囲は、高潮や津波から背後地を防護するために新設する湖岸堤の工事に必要な湖岸沿いの十数mの範囲とし、その他の水域や堤内地は含まないこととしている。

2 湖岸堤の管理者特定手法

(1) 湖岸堤の管理者特定フロー

湖岸堤の管理者特定は、計画推進の基礎となる情報収集である。基本的には、図1に示すフローにより特定を図るが、本フローに示されたもの以外の方法も柔軟に活用し、管理者の特定につなげていく。

<解説>

湖岸堤の管理者については、図1に示すフローにより特定することを基本とするが、このフローは、既存の湖岸堤の管理者を特定するにあたり各部署で日常的に実施されていることを可視化したものであり、取組を進める中で様々な事例が生じることが想定されるため、実務にあたっては関係者との協議等、柔軟に対応することが求められる。

本フローは、実務を通して新たに得られた知見を追加するなど、随時、見直しを行うものとする。

湖岸堤の管理者特定フロー（案）

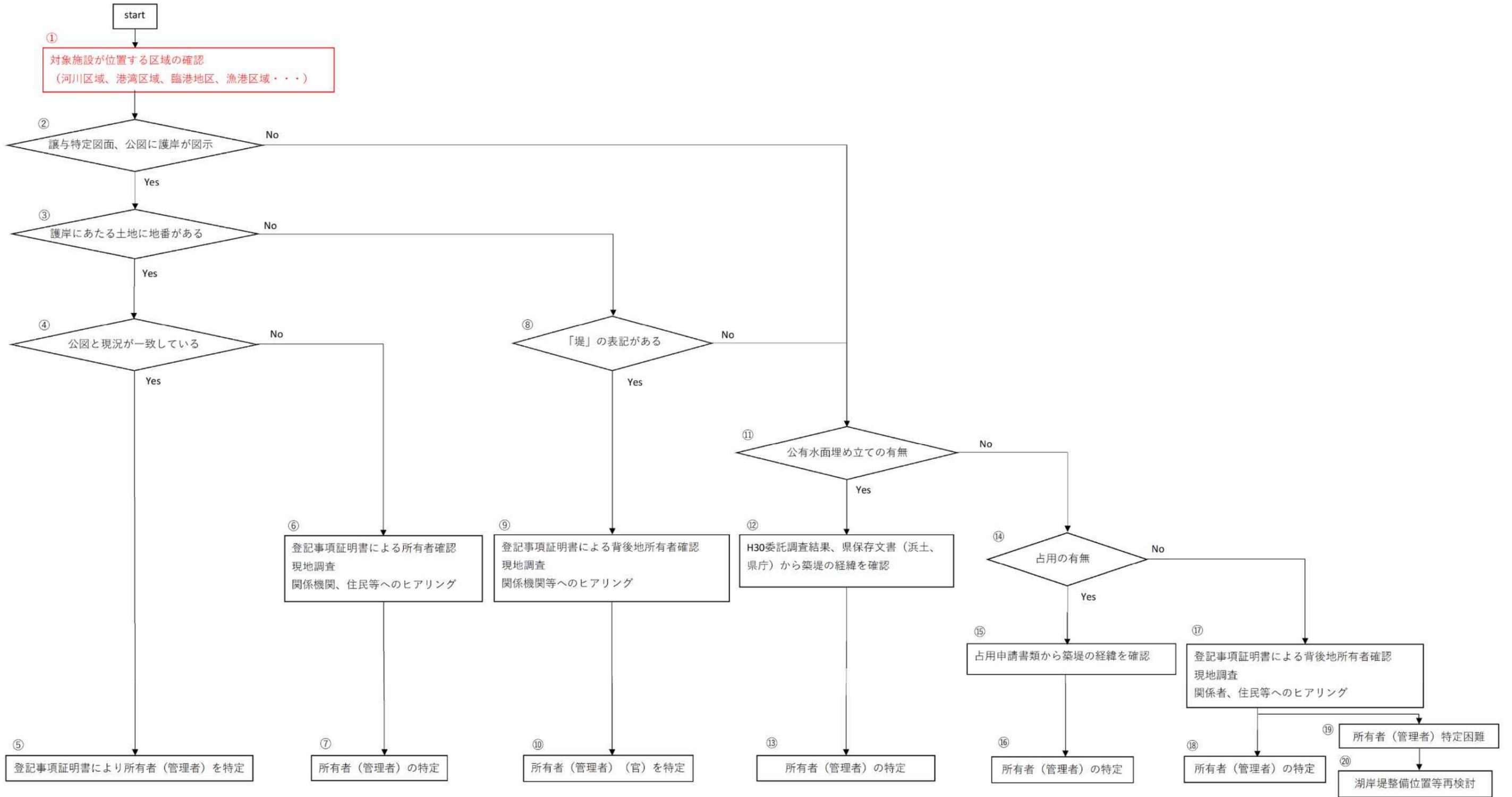


図 1

- ① 対象施設が位置する区域について確認する。
- ② 地方分権一括法による譲与特定図面、または公図に護岸が図示されているか確認する。
- ③ 護岸にあたる土地における地番の有無を確認する。
- ④ 現地確認を行い、公図と現況との整合を確認する。
- ⑤ 法務局から登記事項証明書を取得し、記載されている所有者を管理者と特定する。
- ⑥ 法務局から登記事項証明書を取得し、当該土地の所有者を確認するとともに、管理者に係るヒアリング、調査を実施する。
- ⑦ 上記⑥により管理者を特定する。
- ⑧ 護岸にあたる土地における「堤」の表記の有無を確認する。
(※) 公図に「堤」の表記がある場合、その土地の所有者は官（行政機関）であると判断される。
- ⑨ 法務局から登記事項証明書を取得し、背後地の土地所有者を確認するとともに、管理者に係るヒアリング、調査等を実施する。
- ⑩ 上記⑨により管理者（行政機関）を特定する。
- ⑪ 公有水面埋め立ての有無を確認する。
- ⑫ 平成 30 年度業務委託^(※) 成果品及び静岡県保存文書（埋立免許願書、竣工認可書）から築堤の経緯等を確認する。
(※) 平成 30 年度 [第 30-K1540-01 号] 二級河川浜名湖（都田川）河川調査に伴う浜名湖湖岸施設の適正な維持管理のための基礎調査業務委託
- ⑬ 上記⑫により管理者を特定する。
- ⑭ 占用の有無を確認する。
- ⑮ 占用申請書類から築堤の経緯等を確認する。
- ⑯ 上記⑮により管理者を特定する。
- ⑰ 法務局から登記事項証明書を取得し、背後地土地所有者の確認、管理者に係るヒアリング、調査等を実施する。
- ⑱ 上記⑰により管理者を特定する。
- ⑲⑳ 上記⑰によっても管理者の特定が困難な場合は、湖岸堤の整備位置について再検討する（前出し護岸の整備等）。

3 湖岸堤の整備手法

(1) 事業実施主体の決定手法

湖岸堤の整備にあたり、当該施設の管理者が行政機関である場合、施設管理者を事業実施主体とすることを基本とするが、施設周辺や背後地の状況、防護対象、事業目的等を考慮し、関係者間で協議の上、事業実施主体を決定する。

当該施設が民間所有の施設である場合、施設周辺や背後地の状況、防護対象、事業目的等を考慮し、関係者間で協議の上、事業実施主体を決定する。

<解説>

「浜名湖水辺整備基本計画」に位置付けられた施策を円滑に行うため、湖岸堤の整備にあたる事業実施主体を決定する必要がある、ここに整理する。

湖岸堤の整備にあたり、当該施設の施設管理者が行政機関である場合、施設管理者を事業実施主体とすることを基本とする。

一方、整備対象施設が民間所有の施設である場合、原則として事業実施主体は所有者となるが、整備対象施設が河川区域にある場合は、施設周辺や背後地の状況、防護対象、事業目的等を考慮し、関係者間で協議の上、河川管理者が事業実施主体となることも考えられる。

また、過去に、背後地の安定した農業経営を目的に農林部局により整備された湖岸堤について、その後の社会状況の変化により背後地の宅地化が進み、受益農地が消滅した箇所については農林部局による事業化が困難となる課題がある。このことについては、河川事業と農林部局が実施する事業には事業対象や目的に違いがあるため必ずしも整備水準や便益算定方法が一致しないことにも配慮しつつ、事業化が可能となる手法について、関係者間で協議し、決定することとする。

併せて、海岸保全区域外に位置する港湾施設についても事業化が可能となる手法について、施設周辺や背後地の状況、防護対象、事業目的等を考慮し、関係者間で協議し、決定することとする。

なお、上記は防護を目的とした事業に適用することとし、地域振興策など事業目的が異なる場合は、後述の「3 (3) 地域振興策との連携に係る役割分担」によるものとする。

(2) 既存民間所有施設（民堤）等の寄付受納

既存の民間所有の湖岸堤を改修する場合、湖岸堤及び湖岸堤の改修にあたり必要となる用地の寄付を受けることが可能か、所有者と協議を行う。

<解説>

湖岸堤の抜本的な整備を進めるにあたっては、区間延長が長い場合、全体の整備には多大なコストと期間を要することが想定される。

このため、民間所有の湖岸堤を改修する場合、コスト縮減及び効率性を考慮し、湖岸堤及び湖岸堤の改修にあたり必要となる用地の寄付について所有者と協議を行い、事業の進捗を図る。

(3) 地域振興策との連携に係る役割分担

湖岸堤の整備にあたり、防護を目的とした整備と利用や環境等の地域振興策を目的とした整備との連携がある場合、~~施設管理者(防護の事業主体)~~を事業実施主体とすることを基本とし、地域振興策との連携に伴う整備に掛かる費用増加分の負担について、関係者間で協議して決定する。

なお、地域振興策を主目的とした整備の場合は、地域振興策の実施主体を湖岸堤整備の主体とすることを基本とする。

<解説>

防護を目的とした整備と利用や環境等の地域振興策を目的とした整備との連携がある場合、湖岸堤の整備にあたる事業実施主体を決定する必要がある、ここに整理する。

この場合、~~施設管理者(防護の事業主体)~~を事業実施主体とすることを基本とし、地域振興策との連携に伴い整備に掛かる費用の増加が生じる場合は、この増加分の負担について、関係者間で協議して決定することとする。

地域振興策を主目的とした整備の場合は、地域振興策の実施主体を湖岸堤整備の主体とすることを基本とし、河川法や港湾法、漁港法等に基づく必要な手続きを経て事業を実施する。

なお、施設整備後の維持管理については、関係者間で協定を締結し、その役割分担を明確にする。

4 維持管理の手法

(1) 整備した施設の維持管理の方針

整備した施設の維持管理については、施設管理者が維持管理を行うことを基本とする。

<解説>

浜名湖の湖岸堤については、各所で老朽化による崩壊が進んでいる箇所があり、防護・景観の観点における課題として顕在化している状況がある。このため、湖岸堤の維持管理主体など、維持管理の方針を整理しておく必要がある、ここに整理する。

「浜名湖水辺整備基本計画」に基づき整備した施設については、施設管理者が維持管理を行うことを基本とする。

なお、河川区域と港湾区域が重複する部分については、昭和45年8月5日付けで河川管理者と港湾管理者との間で締結された協定に基づき事業主体及び維持管理主体を決定することを基本とする。

○ 河川区域に重複する港湾区域の管理協定について

(昭和 45 年 6 月 25 日 港第 468 号 港湾管理者より河川管理者あて)

このことについて、管理区分を明確にするため別添協定書のとおり協定したく、御異議なければ、押印の上、一部返送願います。

(昭和 45 年 8 月 5 日河第 282 号 河川管理者より港湾管理者あて)

このことについて、別添協定書のとおり同意したので本書を送付します。

(昭和 45 年 8 月 11 日港第 504 号 昭和 45 年 8 月 8 日河第 282 号の 2 土木部長より関係事務所長あて)

このことについて、別添協定書により事務を取扱うこととなったので通知します。

※ 昭和 48 年 7 月 2 日 変更協定 (榛原港)

重複区域の協定書担 (A)

2 級河川 青野川、稲生沢川、1 級河川 観音川 河川管理者 静岡県知事 竹山祐太郎と手石港、下田港、沼津港 港湾管理者 静岡県知事竹山祐太郎は、前記河川に係る河川区域と港湾区域が重複する部分について、次のとおり協定する。

- (1) 重複区域内における港湾の建設又は改良の計画作成に当っては、港湾管理者は、あらかじめ河川管理者に協議するものとし、又、河川改修計画の作成 (変更または廃止の場合を含む) に当っては、河川管理者は、港湾管理者に協議するものとする。
- (2) 重複区域に存する公共施設の維持に要する費用は、港湾管理者において負担する。
- (3) 重複区域内の施設の災害復旧の対象となるものの所管については前項に準じて取扱うものとする。
- (4) 重複区域内における許可申請書等の取扱いについては、別紙「重複区域内における許可申請書等の取扱要領」によるものとする。
- (5) この協定に定めのない事項、その他については、その都度協定の当事者が協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本書二通を作成し、記名押印のうえ、各一通を保有する。

昭和 45 年 8 月 5 日

河川管理者
静岡県知事 竹山祐太郎 印
港湾管理者
静岡県知事 竹山祐太郎 印

重複区域の協定書担 (B)

2 級河川 岩科川、那賀川、巴川、萩岡川、都田川、勝岡田川、河川管理者 静岡県知事 竹山祐太郎と松崎港、清水港、相良港、浜名港 港湾管理者 静岡県知事竹山祐太郎は、前記河川に係る河川区域と港湾区域が重複する部分について、次のとおり協定する。

- (1) 重複区域内における港湾の建設又は、改良の計画作成に当っては、港湾管理者は、あらかじめ河川管理者に協議するものとし、又、河川改修計画の作成 (変更または廃止の場合を含む) に当っては、河川管理者は、港湾管理者に協議するものとする。

0 3 - 151

(参考) 河川区域に重複する港湾区域の管理協定 (昭和 45 年 8 月 5 日)

(2) 重複区域のうち臨港地区に定められた地区内に存する公共施設の維持に要する費用は、港湾管理者において負担する。

前号以外に存する公共施設の維持に要する費用は、河川管理者において負担するものとする。

(3) 重複区域内の施設の災害復旧の対象となるものの所管については、前項に準じて取扱うものとする。

(4) 重複区域内における許可申請書等の取扱いについては、別紙「重複区域内における許可申請書等の取扱要領」によるものとする。

(5) この協定に定めのない事項その他については、その都度協定の当事者が協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本書二通を作成し、記名押印のうえ、各一通を保有する。

昭和 45 年 8 月 5 日

河川管理者
静岡県知事 竹山祐太郎 印
港湾管理者
静岡県知事 竹山祐太郎 印

重複区域の協定書 (C)

2 級河川 伊東大川、河川管理者 静岡県知事 竹山祐太郎と 伊東港、港湾管理者 静岡県知事竹山祐太郎は、前記河川に係る河川区域と港湾区域が重複する部分について、次のとおり協定する。

(1) 重複区域内における港湾の建設又は改良の計画作成に当っては、港湾管理者はあらかじめ河川管理者に協議するものとし、又河川改修計画の作成（変更または、発止の場合を含む）に当っては、河川管理者は、港湾管理者に協議するものとする。

(2) 重複区域内に存する公共施設の維持に要する費用は、河川管理者において負担するものとする。

(3) 重複区域内の施設の災害復旧の対象となるものの所管については、前項に準じて取扱うものとする。

(4) 重複区域内における許可申請書等の取扱いについては、別紙「重複区域内における許可申請書等の取扱要領」によるものとする。

(5) この協定に定めのない事項、その他については、その都度協定の当事者が協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本書二通を作成し、記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和 45 年 8 月 5 日

河川管理者
静岡県知事 竹山祐太郎 印
港湾管理者
静岡県知事 竹山祐太郎 印

別紙

重複区域内における許可申請書等の取扱要領

1. 占使用関係について

イ. 窓 口 港湾課とし、河川課へ合議する。

ロ. 申請書 港湾法及び河川法による申請書一つの図書を併用して提出させ窓口となる課が保存する。

ハ. 許可書 夫々の管理者が各法に基づく許可書を発行し、管理者相互に許可書を送付する。

(参考) 河川区域に重複する港湾区域の管理協定 (昭和 45 年 8 月 5 日)

(2) 当面改修しない施設の維持管理の方針

当面改修しない施設の維持管理については、民間所有を含め、施設管理者が維持管理を行うことを基本とする。

<解説>

「浜名湖水辺整備基本計画」における優先度が低いあるいは位置付けが無いなど、当面改修しない施設については、民間所有を含め、施設管理者が維持管理を行うことを基本とする。

なお、この場合、施設管理者に対し、「浜名湖水辺整備基本計画」に位置付けた当該施設の整備の優先順位や概ねの改修時期を伝えるなど、施設の維持修繕に掛かる費用に無駄が生じることの無いよう、調整を図る。また、津波や高潮による災害リスク情報などの提供を行い、リスクの回避、軽減のための対応を促すこととする。